

杉並区生活安全協議会委員名簿(第11期)

区分	役職	氏名	任期
学識経験者	東京都立大学法学部教授	星 周一郎	新任(1期目)
	杉並環境カウンセラー協議会理事長	松木 茂	再任(3期目)
関係機関	杉並警察署生活安全課長	久保川 慎治	新任(1期目)
	高井戸警察署生活安全課長	山口 博志	新任(1期目)
	荻窪警察署生活安全課長	稲員 徳政	新任(1期目)
	杉並消防署警防課災害対策調整担当課長	細田 恭央	再任(2期目)
	荻窪消防署警防課長	五十嵐 広道	再任(2期目)
区民団体委員	杉並防犯協会会長	高柳 信男	新任(1期目)
	高井戸防犯協会会長	丸山 光男	再任(9期目)
	荻窪防犯協会会計	柳川 正尚	新任(1期目)
	杉並区町会連合会常任理事	田中 昭一	再任(2期目)
	杉並区商店会連合会副会長	川名 海男	再任(11期目)
	杉並区環境衛生協会会長	加藤 浩和	再任(2期目)
	杉並防犯協会監事	市村 敦子	再任(11期目)
区民公募委員		鷹野 義幸	新任(1期目)
		清水 淑子	新任(1期目)
		石川 貴善	再任(5期目)
		井上 尚子	新任(1期目)
		舛田 貴司	新任(1期目)
		加藤 理彩	新任(1期目)

杉並区生活安全及び環境美化に関する条例

平成15年3月17日 条例第15号

(目的)

第1条 この条例は、生活安全及び環境美化について必要な事項を定めることにより、生活安全及び環境美化に関する区民等及び事業者の意識の高揚に努め、その自主的な活動を支援するとともに、地域の犯罪の防止及び環境美化の促進を図り、もって安全で快適な杉並区（以下「区」という。）をつくることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 区民等 区民（区内に居住する者をいう。以下同じ。）及び区内に滞在し、又は区内を通過する者をいう。
- (2) 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。
- (3) 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署、消防署、国道及び都道の管理事務所その他の行政機関をいう。
- (4) 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物をいう。
- (5) 空き缶等 飲料、食料等を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
- (6) 公共の場所 道路、公園、河川、駅前広場その他の公共の用に供する場所（屋外に限る。）をいう。
- (7) 落書き 公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する建築物その他の工作物を、みだりに塗料等により汚損することをいう。

(区の責務)

第3条 区は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施しなければならない。

- (1) 区民等及び事業者の生活安全及び環境美化に関する意識の啓発
- (2) 区民等及び事業者の行う生活安全及び環境美化に関する活動の支援
- (3) 安全で快適な地域社会をつくるための環境の整備

(区民等の責務)

第4条 区民等は、相互に協力して生活安全の確保及び環境美化の推進に努めるものとする。

2 区民等は、次に掲げる事項をしてはならない。

- (1) 吸い殻等及び空き缶等をみだりに公共の場所に捨てること。
- (2) 落書きをすること。
- (3) 自己の所有し、又は飼養（保管を含む。）する犬のふんをみだりに公共の場所に放置すること。

3 区民等は、次に掲げる事項に努めなければならない。

- (1) 公共の場所を歩行中（自転車乗車中を含む。）に喫煙をしないこと。
- (2) 吸い殻入れが備え付けられていない公共の場所で喫煙をするときは、携帯用吸い殻入れを携帯し、これを使用すること。

4 区民等は、自動車（原動機付き自転車を含む。）及び自転車、家具、電気器具その他の粗大ごみをみだりに公共の場所に捨ててはならない。

5 区内の土地又は建築物（以下「土地等」という。）を所有し、又は管理するものは、当該土地等を不良な状態（みだりに草木を繁茂させ、又は廃棄物を放置すること等により、当該土地等の周辺に居住する者の健康の保持若しくは生活環境の保全又は防犯上支障を生ずるおそれのある状態をいう。以下同じ。）にしないように、適正に管理しなければならない。

6 区民等は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、区内に有する事業所の周辺その他事業活動を行う地域において、生活安全の確保及び環境美化の推進に努めなければならない。

2 吸い殻等及び空き缶等の散乱の原因となるおそれのあるたばこ、飲料等の製造、加工、販売等を行う事業者は、吸い殻等及び空き缶等の散乱を防止するため、区民等に対する意識の啓発に努めなければならない。

3 空き缶等の散乱の原因となるおそれのある飲料、食料等の販売を行う事業者は、販売場所（自動販売機の設置場所を含む。）に空き缶等の回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。

4 事業者は、看板、立札、ポスターその他これらに類する物をみだりに公共の場所に放置してはならない。

5 事業者は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

（関係行政機関の責務）

第6条 関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとする。

（区民の自主的な組織活動への支援）

第7条 区長は、生活安全の確保及び環境美化の推進に関する区民の自主的な組織活動を支援することができる。

（安全な地域社会をつくるための環境の整備）

第8条 区長は、共同住宅、大規模な店舗その他の規則で定める建築物（以下「共同住宅等」という。）について、建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく確認申請を行おうとする建築主に対し、防犯設備の設置について、あらかじめ、当該共同住宅等の敷地を管轄する警察署と協議をするよう指導するものとする。

2 区長は、街路灯の整備その他の生活安全に係る環境の整備に努めなければならない。

（ビラ等の散乱の防止等）

第9条 何人も、屋外広告物（第3項に掲げる文書図画を除く。）を掲出し、又はビラその他の宣伝用の物品（以下「ビラ等」という。）を配布するときは、まちの景観及び通行の安全を害してはならない。

2 公共の場所において、ビラ等を配布し、又は配布されたものは、そのビラ等が散乱したときは、速やかにこれを回収し、当該公共の場所の清掃を行わなければならない。

3 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に基づき撤去すべき期日等が定められている選挙運動用又は政治活動用の文書図画を掲示した者（掲示責任者を含む。）は、当該期日等までに、当該文書図画を撤去しなければならない。

（草木の除去及び廃棄物の処理の委託）

第9条の2 不良な状態にある土地等を所有し、又は管理する者は、疾病その他やむを得ない理由により、自ら草木の除去及び廃棄物の処理をすることができないときは、これを区長に委託することができる。

（生活安全・環境美化推進モデル地区）

第10条 区長は、吸い殻等及び空き缶等の散乱が著しく、又は屋外広告物が放置され、かつ、特に生活安全の確保及び環境美化の推進を図る必要があると認められる地区を、生活

安全・環境美化推進モデル地区（以下「推進モデル地区」という。）として、指定することができる。

- 2 区長は、推進モデル地区において、関係行政機関の協力を得て、第3条各号に掲げる事項を重点的に実施するものとする。
- 3 区長は、推進モデル地区を指定しようとするときは、当該推進モデル地区の区民及び区内に滞在する者の意見を聴くとともに、当該推進モデル地区を管轄する警察署と協議するものとする。
- 4 区長は、第1項の推進モデル地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 5 前2項の規定は、推進モデル地区を変更し、又は解除する場合について準用する。
（路上禁煙地区）

第11条 区長は、特に必要があると認める地区を、路上禁煙地区として指定することができる。

- 2 前項の指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。
- 3 路上禁煙地区においては、道路上で喫煙する行為及び道路上（沿道の植栽帯を含む。）に吸い殻を捨てる行為を禁止する。
- 4 区長は、路上禁煙地区を指定しようとするときは、当該地区の区民及び区内に滞在する者の意見を聴くとともに、当該路上禁煙地区を管轄する警察署と協議するものとする。
- 5 区長は、路上禁煙地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
- 6 前2項の規定は、路上禁煙地区を変更し、又は解除する場合について準用する。
（指定の見直し）

第12条 第10条第1項の推進モデル地区及び前条第1項の路上禁煙地区の指定の見直しは、1年ごとに行うものとする。

（協議会の設置）

第13条 生活安全及び環境美化に関する施策の実施に関し、区長の諮問に応じて調査審議するため、杉並区生活安全協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、生活安全及び環境美化に関する事項について、区長に意見を述べるができる。
（協議会の組織）

第14条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員20人以内をもって組織する。

- (1) 区民
- (2) 学識経験者
- (3) 関係行政機関の職員

- 2 委員の任期は2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（協議会の会長）

第15条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
（協議会の会議）

第16条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
- 4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

（勧告及び命令）

第17条 区長は、第5条第3項の規定に違反している事業者に対し、回収容器を設置し、又

はこれを適正に管理するよう勧告することができる。

- 2 区長は、第9条第1項の規定に違反した者に対し、屋外広告物の撤去又は通行の安全の確保その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 3 区長は、第9条第3項の規定に違反した者に対し、文書図面の撤去その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。
- 4 区長は、第4条第2項各号若しくは同条第4項の規定に違反した者又は同条第5項若しくは第9条第2項の規定に違反したものに対し、生活環境を著しく害していると認めるときは、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。
- 5 区長は、第1項から第3項までの規定による勧告又は前項の規定による命令を受けたものが、正当な理由なくその勧告又は命令に従わないときは、その旨を公表することができる。

(代執行)

第17条の2 区長は、第4条第5項の規定に違反して前条第4項の規定による必要な改善その他必要な措置を命ぜられた者がこれを履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和23年法律第43号）の規定により、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴収することができる。

(立入調査)

第17条の3 区長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、その状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰金)

第19条 推進モデル地区内において第4条第2項各号の規定に違反し、第17条第4項の命令を受けてこれに従わなかった者は、5万円以下の罰金に処する。

(告発)

第20条 前条に該当する者があるときは、区長は、これを告発するものとする。

(過料)

第21条 次の各号のいずれかに該当する者は、2万円以下の過料に処する。

- (1) 推進モデル地区内において第4条第2項各号の規定に違反し、生活環境を著しく害していると認められる者（次号に該当するものを除く。）
- (2) 第11条第3項の規定に違反して喫煙し、又は吸い殻を捨てた者

附 則

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。ただし、第19条から第21条までの規定は、規則で定める日から施行する。

(平成21年規則第29号で第21条（第1号を除く。）の規定は、平成21年10月1日から施行)

- 2 杉並区附属機関の構成員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和50年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成16年10月12日条例第31号）

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

杉並区生活安全及び環境美化に関する条例施行規則

平成15年9月30日 規則第107号

(趣旨)

第1条 この規則は、杉並区生活安全及び環境美化に関する条例（平成15年杉並区条例第15号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(警察署と協議をするよう指導する建築物)

第2条 条例第8条第1項の規則で定める建築物は、次のとおりとする。

- (1) 共同住宅（住戸の数が、5以上のものに限る。）
- (2) 大規模な店舗（建物の営業を行うための店舗（小売店、飲食店、興行場その他区長が定めるものに限る。）の用に供される床面積の合計が、500平方メートル（午後11時から午前6時までの間において営業を行う施設にあっては、300平方メートル）を超えるものに限る。）
- (3) 長屋（住戸の数が、5以上のものに限る。）
- (4) 寄宿舍及び下宿
- (5) 清涼飲料、パンその他の飲食料品の小売業を営む店舗であって、1日につき14時間以上営業を行うもの（第2号に該当するものを除く。）

(委託の手続)

第2条の2 条例第9条の2の規定により草木の除去及び廃棄物の処理（以下「草木の除去等」という。）を委託しようとする者は、委託申込書（第1号様式）により区長に申し込み、その承諾を受けなければならない。

2 区長は、前項の規定による申込みを承諾したときは、別に定める契約書により草木の除去等の委託契約を締結するものとする。

(草木の除去等の費用)

第2条の3 草木の除去等を委託する者は、前条第2項の契約を締結した際に、委託料を納付しなければならない。ただし、区長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の委託料は、草木の除去等に要する実費とする。

(生活安全・環境美化推進モデル地区の指定、変更又は解除の告示)

第3条 条例第10条第1項の規定により生活安全・環境美化推進モデル地区（以下「推進モデル地区」という。）を指定したときは、生活安全・環境美化推進モデル地区標識（第1号の2様式）を当該地区に、設置するものとする。

2 条例第10条第4項及び第5項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 推進モデル地区の名称
- (2) 推進モデル地区として指定し、変更し、又は解除する地区
- (3) 推進モデル地区として指定し、変更し、又は解除する期日

(路上禁煙地区の指定、変更又は解除の告示)

第4条 条例第11条第1項の規定により路上禁煙地区を指定したときは、路上禁煙地区標識（第2号様式）を当該地区に、設置するものとする。

2 条例第11条第5項及び第6項の規定により告示する事項は、次のとおりとする。

- (1) 路上禁煙地区の名称
- (2) 路上禁煙地区として指定し、変更し、又は解除する地区
- (3) 路上禁煙地区として指定し、変更し、又は解除する期日

(4) 路上禁煙地区として指定し、変更し、又は解除する時間帯

(国又は地方公共団体の施策に協力する組織の登録等)

第5条 区長は、条例第10条第1項の規定により指定した推進モデル地区又は条例第11条第1項の規定により指定した路上禁煙地区内において、国又は地方公共団体の施策に協力して生活安全の確保及び環境美化の推進に関する組織活動を行う区民の自主的な組織と認めるものを、別に定めるところにより登録することができる。

2 区長は、前項の規定により登録した組織に対して、生活安全の確保及び環境の美化の推進を図るための啓発等に要する物品の支給その他区長が必要と認める支援を行うことができる。

(協議会の招集通知)

第6条 条例第13条第1項に規定する杉並区生活安全協議会(以下「協議会」という。)の会長は、緊急やむを得ない場合を除き、あらかじめ会議の日時、場所及び議題を示して、委員に招集の通知をしなければならない。

(協議会の副会長)

第7条 協議会に副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

(協議会の部会)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、協議会に部会を置くことができる。

2 部会は、会長の指名する委員をもって組織する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員をもって充てる。

4 部会長は、部会を招集し、部会の事務を掌理し、部会の調査審議の経過及び結果を協議会に報告する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員(以下「部会員」という。)のうちから、あらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

6 部会は、部会員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

7 部会の議事は、出席した部会員の過半数で決し、可否同数のときは、部会長の決するところによる。

8 部会は、重要な事項の調査審議のため必要があると認めるときは、部会員以外の者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(協議会の委員)

第9条 条例第14条第1項に規定する委員は、次のとおりとする。

(1) 区民 13人以内

(2) 学識経験者 2人以内

(3) 関係行政機関の職員 5人以内

(勧告書)

第10条 条例第17条第1項から第3項までの規定による勧告は、勧告書(第3号様式)により行うものとする。

(改善等命令書)

第11条 条例第17条第4項の規定による命令は、改善等命令書(第4号様式)により行うものとする。

(公表)

第12条 区長は、条例第17条第5項の規定による公表を行おうとするときは、当該公表の対象となるべきものに対し、事前に意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項の公表は、次に掲げる事項を杉並区広報への掲載等により行うものとする。

(1) 違反したものの住所及び氏名(法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

(2) 違反の日時及び場所

(3) 違反の内容

(4) 勧告又は命令の内容

(5) 弁明の内容その他の区長が必要と認める事項

(立入調査をする職員の身分証明書)

第12条の2 条例第17条の3第2項に規定する身分を示す証明書は、第4号の2様式のとおりとする。

(過料)

第13条 条例第21条(第1号を除く。)の規定による過料の処分をしようとする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、あらかじめその旨を告知・弁明書(第5号様式)により告知するとともに、弁明の機会を与えなければならない。

2 前項の過料の処分をする場合においては、過料の処分を受ける者に対し、過料処分通知書(第6号様式)を交付するものとする。

3 条例第21条(第1号を除く。)の規定により処する過料の額は、2,000円とする。

一部改正〔平成21年規則30号・78号〕

(過料の処分をする職員の身分証明書の携帯等)

第14条 条例第21条の規定による過料の処分をする職員は、その身分を示す証明書(第7号様式)を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年10月29日規則第89号)

この規則は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成17年3月29日規則第16号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成21年3月31日規則第30号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成21年9月24日規則第78号)

この規則は、平成21年10月1日から施行する。

附 則(平成28年3月1日規則第26号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

生活安全協議会資料
令和5年12月22日
危機管理室地域安全担当

区の防犯対策について

1 犯罪件数等の推移



※1 刑法犯認知件数は年、防犯自主団体数・防犯カメラ設置台数は年度末。

令和5年度の刑法犯認知件数、防犯自主団体数は令和5年10月末現在。

※2 防犯カメラ設置台数は、街角及び公園防犯カメラ、通学路防犯カメラ、防犯協会カメラの合計値。

※3 防犯協会カメラは27年度から更新せず、令和元年度末で助成終了。

2 防犯対策

(1) 各種防犯カメラの設置拡充

- 街角及び公園防犯カメラの設置

※令和5年度は、街角及び公園防犯カメラを合わせて15台設置予定

※公園防犯カメラは、令和4年度から設置開始

(2) 防犯自主団体の活動支援

- 活動物品の支給

令和3年度より、団体の人数（上限40名分）に応じてポイントを付与し、団体が必要とする物品を支給する。令和4年は18団体、令和5年は10月末現在13団体に支給。

- ・ 研修会の実施

令和5年1月、区内三警察署管内ごとに研修会を実施。コロナ禍につき、各団体1名の出席とし、合計86名が出席。本年度も令和6年1月開催予定。

(3) 安全パトロール隊による各種防犯活動

- ・ 区安全パトロール隊（区職員） 隊長以下15名、車両5台、勤務時間：開庁日8:30～17:15

日々の区内パトロール活動、安全パトロールステーションでの防犯相談、区民の要請に基づく防犯診断などに従事した。

その他、小学校下校時警戒などの児童の安全対策強化、特殊詐欺に係るアポ電が多発する地域での重点パトロール及び広報活動、保育施設等における安全点検・不審者対応訓練の実施など、随時、幅広く区民の安全・安心に直結する活動を展開した。

- ・ 安全パトロール隊（業務委託） 隊員6～8名、車両3～4台

6:30～10:00 路上喫煙防止パトロール

6:30～19:00 防犯パトロール

19:00～6:00 区立公園・駅前広場パトロール

上記を基本に、その他、特殊詐欺防止に関する広報活動や重点防犯パトロールなどを適宜実施した。

(4) 防災・防犯情報メールの配信

- ・ 区内で発生した身近な犯罪（特殊詐欺、空き巣、ひったくり、自転車盗）に関する情報と子どもの安全に関わる不審者情報などを区民へメールで配信した。

登録者数は、11月末現在27,684人

○犯罪発生情報：毎日配信（土・日・祝日・年末年始を除く）

○子ども見守り情報：随時（土・日・祝日・年末年始を除く）

※令和3年度から防災情報メールと統合

※平成31年度からメールけいしちようと連携

(5) 特殊詐欺対策

・ 特殊詐欺被害の現状



・ 自動通話録音機の設置促進

平成27年度から区内在住の65歳以上の必要世帯に無料貸与を開始し、本年11月末現在で累計7,428台を貸与した。
(令和5年11月末現在)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	累計
貸与台数	745	300	300	500	1,292	1,077	1,446	933	835	7,428

※平成27年度は東京都購入分

・ 振り込め詐欺被害0（ゼロ）ダイヤルの運用

被害の未然防止や不安軽減のため、平成30年6月25日、区民が24時間365日、特殊詐欺に関する電話相談できる窓口を開設し、本年11月末現在で累計3,938件の相談があった。
(令和5年11月末現在)

区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	累計
相談件数	557	1,027	646	486	923	299	3,938

- ・ 「広報すぎなみ」等を活用した広報啓発活動
 - 安全パトロール隊ニュース (令和5年7月号)



安全パトロール隊ニュース

発行日は、毎月第2土曜日の発行となります。あみのに合わせてください。

No.7月号

特殊詐欺から財産を守りましょう!

被害に遭わないために
まずは落ち着いて。

縦 6.9cm x 横 11.5cm



広報すぎなみ
7月1日号にも
掲載されています。



一番の対策は
「電話が鳴ってもすぐに
でないこと」です。

杉並区にお住まいで65歳以上の方に
「自動通話録音機」を無償で貸与します。

- 貸出窓口 ■杉並区役所本庁舎東棟5階危機管理対策課
- または区内3警察署 (杉並、高井戸、狹間)
- 貸出時に身分証の提示が必要です。

自動通話録音機問い合わせダイヤル
☎5307-0801

警告音声を発しても電話をかけ続ける詐欺犯人もいます。怪しいと思ったら迷わず電話を切り、警察署または杉並区振り込み詐欺被害ゼロダイヤル☎5307-0800 (24時間受付) にご連絡ください。

杉並区防災・防犯情報メール配信サービス

区内の犯罪発生情報等をメールで配信します。
t.sss@sgnm.lisaplus.jp へ登録メール
(右2次元コードを読み込むとメール送信画面が起動します)



6月中の区内の犯罪発生状況 (速報値)

【特殊詐欺 48件】		【入室窃 3件】	
・ オレオレ詐欺	2件	・ 永福1丁目	
・ 送付金詐欺	0件	・ 野・侵入盗所失調	
・ キャッシュカード詐欺 送	0件	・ 上板1丁目	
・ 預貯金詐欺	2件	・ 飲食店・侵入盗所不明	
・ 現金請求詐欺	4件	・ 阿佐善北6丁目	
○ 成田寺池、高円寺池、成田池、狹間、西板倉、本巣池で 7件ずつ、阿佐善北で2件発生しています。		・ アパート・侵入盗所失調	
○ 被害者の年齢は、40代1人、70代2人、80代3人、 90代2人でした。			
		【ひったくり 0件】	

この安全パトロール隊ニュースは、杉並区役所の公式ホームページにも掲載しています。HPの二次元
公式HP : <https://www.city.suginami.tokyo.jp/> HPの二次元
コード⇒

○広報すぎなみ (令和5年7月1日号)

特殊詐欺から財産を守りましょう!

区内で特殊詐欺被害が多発しています。電話で「お金が戻ってくる」「カードが悪用されている」「おれだけ…」このような言葉が出てきたら、まずは「詐欺」を疑いましょう。

区では、特殊詐欺対策として、区内在住の65歳以上の世帯に自動通話録音機を無償で貸し出しています。

自動通話録音機を無償で貸し出しています

- 電話をかけてきた相手に警告音声を流します。その間は呼び出し音が鳴らないので、相手が電話を切れれば、電話がかかってきたことに気づきません。
- 警告音声を発しても、相手が電話を継続した場合は、電話機の呼び出し音が鳴り、通常どおり会話ができます (会話が録音されます)。

警告音声を発しても電話をかけ続ける詐欺犯人もいます。少しでも怪しいと思ったら、迷わず電話を切り、警察署または杉並区振り込み詐欺被害ゼロダイヤル☎5307-0800 (24時間受け付け) にご相談ください。

被害に遭わないために…まずは落ち着いて。
一番の対策は「電話が鳴ってもすぐに出ないこと」



—— 問い合わせは、危機管理対策課地域安全担当へ。

☎5307-0801

固定電話で、自動通話録音機問い合わせダイヤル☎5307-0801。または
直接、危機管理対策課 (区役所東棟5階)、区内警察署生活安全課 (杉並
(成田東4-38-16)・高井戸 (宮前1-16-1)・狹間 (桃井3-1-3)) 貸出時
に本人確認書類 (保険証・運転免許証等) 持参

防災・防犯情報メール配信サービスを配信しています

区内の犯罪発生情報等をメールで配信します。
☎危機管理対策課 t.sss@sgnm.lisaplus.jp へ登録メール
(右2次元コードを読み込むとメール送信画面が起動します)



- 4 -

- ・ その他の取組
 - 令和5年度杉並区敬老会の開催に伴い、式典参加者(5,278人)に向けて、警察と合同で被害防止チラシを配布するとともに、登壇し直接注意喚起を行った。
 - 「安心おたっしや訪問」(高齢者在宅支援課)、「ふれあい収集」(杉並清掃事務所)のほか、杉並区町会連合会常任理事会等において、被害防止の注意喚起チラシを配布したほか、後期高齢者医療制度や介護保険等の通知(封書)に注意喚起を明記するなど、各業務において関係する高齢者に向けた啓発活動を行った。
 - 警察と合同で被害防止動画を作成し、JCOM「すぎなみスタイル」及びYouTubeで配信している。
 - その他、杉並総合高校での闇バイト防止キャンペーン、立教女学院小学校で家族向け特殊詐欺防止キャンペーンの実施や電子マネー販売店に対する注意喚起封筒等の啓発グッズの配布などを実施した。

(6) 自転車盗難防止対策

- ・ 刑法犯認知件数の約38%を占める自転車盗について、被害が集中する駅周辺における安全パトロール隊員による重点的な被害防止対策等を実施した。
 - 区内三警察署との自転車盗難防止キャンペーン実施(杉並区役所ほか区内各駅)
 - ポスターやチラシを作成し、町会・自治会や区内の自転車駐車場等に配布するとともに、自転車盗難防止キャンペーンでワイヤー錠やヘルメット着用の努力義務化に合わせてヘルメット収納袋等の啓発グッズを配布した。



(7) 区境合同パトロール (10月)

- ・ 中野区、練馬区、世田谷区・渋谷区との区境合同パトロールを実施した。
(杉並区 116名、総勢 261名)



(8) その他

- ・ 令和5年1月12日及び6月3日(午前) 痴漢対策キャンペーン
(JR東日本・杉並警察署共催)
- ・ 令和5年6月3日(午後) ロックの日キャンペーン (鍵の見直しと防犯意識の啓発)
(阿佐ヶ谷駅)
- ・ 令和5年10月17日 地域安全のつどい (区内三警察署共催)
- ・ 令和6年1月31日(予定)
サイバーセキュリティ対策講習会 (区内三警察署、東京商工会議所杉並支部共催)

路上喫煙対策について

「杉並区生活安全及び環境美化に関する条例」に基づく喫煙マナーの指導状況等について、次のとおり報告いたします。

1 指導実績（件）

地区名	高円寺	阿佐谷	荻窪	西荻窪	上井草	高井戸	6地区外	合計
2年度	141	81	67	25	9	10	156	489
3年度	119	76	103	12	6	1	214	531
4年度	186	84	163	24	3	2	243	705

※路上禁煙地区（6駅周辺）を中心に、区内全域で展開しています。

※指導件数は、職員と民間警備会社（朝3時間委託）の合計数です。

2 歩きたばこ等の調査

(1) 歩きたばこ調査（人）

駅名	高円寺駅	阿佐ヶ谷駅	荻窪駅	西荻窪駅	上井草駅	高井戸駅	合計
2年度	2	0	2	5	4	2	15
3年度	4	1	1	4	0	0	10
4年度	3	1	3	1	1	0	9

※路上禁煙地区（6駅周辺）での朝90分の定点観測の数字です。

※年2回（春秋）調査の平均値。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で1回調査）

(2) 吸い殻調査（本）

駅名	高円寺駅	阿佐ヶ谷駅	荻窪駅	西荻窪駅	上井草駅	高井戸駅	合計
2年度	40	17	35	72	2	16	182
3年度	15	22	31	55	5	9	137
4年度	22	17	17	38	6	6	106

※上記、定点観測時の吸い殻ポイ捨ての数です。

※年2回（春秋）調査の平均値。（令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で1回調査）

3 傾向と取組について

① 喫煙マナーについて

路上禁煙地区内の指導実績は、近年減少傾向が続いておりましたが、令和4年度は前年から174件の増加となりました。年により増減はありますが、平成28年度の件数は1,180件余ですので、傾向としては、喫煙ルールの区民への浸透は着実に進んでいるものと判断しています。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、実施できなかった啓発事業もありましたが、感染症対策を講じて、開催された地域のお祭りや駅前を中心に啓発を実施しました。

一方、改正健康増進法、東京都受動喫煙防止条例により原則屋内禁煙となったことから、飲食店利用者等の店先での喫煙に対する苦情が寄せられるようになり、この傾向は昨年度同様、コロナ禍においても続いています。区はこうした苦情に対しては、訪問した上で、灰皿の敷地内設置の厳守、また、特に喫煙者が多い時間帯の指導強化等、ポイ捨てや歩きたばこをしないよう、区の喫煙ルールの徹底を呼び掛けています。

今後も路上禁煙地区を中心とした区内全域の巡回パトロールを継続して実施するとともに、普及啓発活動により喫煙ルールの周知を図って参ります。

② 公衆喫煙場所について

これまで令和元年度までに、駅前広場や公園等区立施設に計15箇所の公衆喫煙場所(屋外)の整備を行ったことに続き、令和2年度は事業者への助成を行い、民間の公衆喫煙場所(屋内)を1箇所整備しました。令和3年度以降は公衆喫煙場所の新設には至っておりません。

区に寄せられている受動喫煙に対する要望は、その大半がパーテーションで煙がもれるといったものであるため、区は杉並区受動喫煙防止対策推進方針のもと、引き続き、公衆喫煙場所の完全分煙型への移行等への検討や、民間事業者が設置する公衆喫煙場所の確保等、分煙化の徹底を推進していきます。

4 路上禁煙地区について

路上禁煙地区については、区は通行者が多く、歩きたばこ等が非常に危険なJR駅周辺など6地区を指定し、重点的に巡回パトロールを実施して喫煙ルールの浸透、マナーの向上に努めているところです。引き続き、現在の6地区の指定を継続していきたいと考えています。

杉並区生活安全及び環境美化に関する条例

(目的)
第一条 この条例は、生活安全及び環境美化について必要な事項を定めることにより、生活安全及び環境美化に関する区民等及び事業者の意識の高揚に努め、その自主的な活動を支援するとともに、地域の犯罪の防止及び環境美化の促進を図り、もって安全で快適な杉並区（以下「区」という。）をつくることを目的とする。

(定義)
第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一 区民等 区民（区内に居住する者をいう。以下同じ。）及び区内に滞在し、又は区内を通過する者をいう。
二 事業者 区内において、事業活動を行うものをいう。
三 関係行政機関 区の区域を管轄する警察署、消防署、国道及び都道の管理事務所その他の行政機関をいう。
四 吸い殻等 たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、紙くずその他これらに類する物をいう。
五 空き缶等 飲料、食料等を収納し、又は収納していた缶、瓶その他の容器をいう。
六 公共の場所 道路、公園、河川、駅前広場その他の公共の用に供する場所（屋外に限る。）をいう。
七 落書き 公共の場所及び他人が所有し、占有し、又は管理する建築物その他の工作物を、みだりに塗料等により汚損することをいう。

(区の責務)
第三条 区は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる事項について必要な施策を実施しなければならない。
一 区民等及び事業者の生活安全及び環境美化に関する意識の啓発
二 区民等及び事業者の行う生活安全及び環境美化に関する活動の支援
三 安全で快適な地域社会をつくるための環境の整備

(区民等の責務)
第四条 区民等は、相互に協力して生活安全の確保及び環境美化の推進に努めるものとする。
2 区民等は、次に掲げる事項をしてはならない。
一 吸い殻等及び空き缶等をみだりに公共の場所に捨てること。
二 落書きをすること。
三 自己の所有し、又は飼養（保管を含む。）する犬のふんをみだりに公共の場所に放置すること。

3 区民等は、次に掲げる事項に努めなければならない。
一 公共の場所を歩行中（自転車乗車中を含む。）に喫煙をしないこと。
二 吸い殻入れが備え付けられていない公共の場所で喫煙をするときは、携帯用吸い殻入れを携行し、これを使用すること。
4 区民等は、自動車（原動機付自転車を含む。）及び自転車、家具、電気器具その他の粗大ごみをみだりに公共の場所に捨ててはならない。
5 区内の土地又は建築物（以下「土地等」という。）を所有し、又は管理するものは、当該土地等を不良な状態（みだりに草木を繁茂させ、又は廃棄物を放置すること等により、当該土地等の周辺に居住する者の健康の保持若しくは生活環境の保全又は防火上支障を生じるおそれのある状態をいう。）にしないように、適正に管理しなければならない。
6 区民等は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

(事業者の責務)
第五条 事業者は、区内に有する事業所の周辺その他事業活動を行う地域において、生活安全の確保及び環境美化の推進に努めなければならない。
2 吸い殻等及び空き缶等の散乱の原因となるおそれのあるたばこ、飲料等の製造、加工、販売等を行う事業者は、吸い殻等及び空き缶等の散乱を防止するため、区民等に対する意識の啓発に努めなければならない。
3 空き缶等の散乱の原因となるおそれのある飲料、食料等の販売を行う事業者は、販売場所（自動販売機の設置場所を含む。）に空き缶等の回収容器を設置し、これを適正に管理しなければならない。
4 事業者は、看板、立札、ポスターその他これらに類する物をみだりに公共の場所に放置してはならない。
5 事業者は、この条例の目的を達成するため、区及び関係行政機関が実施する施策に協力しなければならない。

(関係行政機関の責務)
第六条 関係行政機関は、この条例の目的を達成するため、区が実施する施策に協力するものとする。
(区民の自主的な組織活動への支援)
第七条 区長は、生活安全の確保及び環境美化の推進に関する区民の自主的な組織活動を支援することができる。

(安全な地域社会をつくるための環境の整備)
第八条 区長は、共同住宅、大規模な店舗その他の規則で定める建築物（以下「共同住宅等」という。）について、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）に基づく確認申請を行おうとする建築主に対し、防犯設備の設置について、あらかじめ、当該共同住宅等の敷地を管轄する警察署と協議をするよう指導するものとする。
2 区長は、街路灯の整備その他の生活安全に係る環境の整備に努めなければならない。

(ピラ等の散乱の防止等)
第九条 何人も、屋外広告物（第三項に掲げる文書図画を除く。）を掲出し、又はピラその他の宣伝用の物品（以下「ピラ等」という。）を配布するときは、まちの景観及び通行の安全を害してはならない。
2 公共の場所において、ピラ等を配布し、又は配布させたものは、そのピラ等が散乱したときは、速やかにこれを回収し、当該公共の場所の清掃を行わなければならない。
3 公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に基づき撤去すべき期日等が定められている選挙運動用又は政治活動用の文書図画を掲示した者（掲示責任者を含む。）は、当該期日等までに、当該文書図画を撤去しなければならない。

(草木の除去及び廃棄物の処理の委託)
第九条の二 不良な状態にある土地等を所有し、又は管理する者は、疾病その他やむを得ない理由により、自ら草木の除去及び廃棄物の処理をすることができないときは、これを区長に委託することができる。

(生活安全・環境美化推進モデル地区)
第十条 区長は、吸い殻等及び空き缶等の散乱が著しく、又は屋外広告物が放置され、かつ、特に生活安全の確保及び環境美化の推進を図る必要があると認められる地区を、生活安全・環境美化推進モデル地区（以下「推進モデル地区」という。）として、指定

することができる。
2 区長は、推進モデル地区において、関係行政機関の協力を得て、第三条各号に掲げる事項を重点的に実施するものとする。
3 区長は、推進モデル地区を指定しようとするときは、当該推進モデル地区の区民及び区内に滞在する者の意見を聴くとともに、当該推進モデル地区を管轄する警察署と協議するものとする。
4 区長は、第一項の推進モデル地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
5 前二項の規定は、推進モデル地区を変更し、又は解除する場合について準用する。

(路上禁煙地区)
第十一条 区長は、特に必要があると認める地区を、路上禁煙地区として指定することができる。
2 前項の指定は、終日又は時間帯を限って行うことができる。
3 路上禁煙地区においては、道路上で喫煙する行為及び道路上（沿道の植栽帯を含む。）に吸い殻を捨てる行為を禁止する。
4 区長は、路上禁煙地区を指定しようとするときは、当該地区の区民及び区内に滞在する者の意見を聴くとともに、当該路上禁煙地区を管轄する警察署と協議するものとする。
5 区長は、路上禁煙地区を指定したときは、その旨を告示しなければならない。
6 前二項の規定は、路上禁煙地区を変更し、又は解除する場合について準用する。

(指定の見直し)
第十二条 第十条第一項の推進モデル地区及び前条第一項の路上禁煙地区の指定の見直しは、一年ごとに行うものとする。

(協議会の設置)
第十三条 生活安全及び環境美化に関する施策の実施に関し、区長の諮問に応じて調査審議するため、杉並区生活安全協議会（以下「協議会」という。）を置く。
2 協議会は、生活安全及び環境美化に関する事項について、区長に意見を述べることができる。
(協議会の組織)
第十四条 協議会は、次に掲げる者につき、区長が委嘱する委員二十人以内をもって組織する。
一 区民
二 学識経験者
三 関係行政機関の職員
2 委員の任期は二年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会の会長)
第十五条 協議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。
2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
(協議会の会議)
第十六条 協議会は、会長が招集する。
2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。
4 協議会の会議は、公開とする。ただし、協議会の議決があったときは、非公開とすることができる。

(勧告及び命令)
第十七条 区長は、第五条第三項の規定に違反している事業者に対し、回収容器を設置し、又はこれを適正に管理するよう勧告することができる。
2 区長は、第九条第一項の規定に違反した者に対し、屋外広告物の撤去又は通行の安全の確保その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。
3 区長は、第九条第三項の規定に違反した者に対し、文書図画の撤去その他必要な措置を講じるよう勧告することができる。
4 区長は、第四条第二項各号若しくは同条第四項の規定に違反した者又は同条第五項若しくは第九条第二項の規定に違反した者に対し、生活環境を著しく害していると認めるときは、期限を定めて、必要な改善その他必要な措置を命ずることができる。

5 区長は、第一項から第三項までの規定による勧告又は前項の規定による命令を受けたものが、正当な理由なくその勧告又は命令に従わないときは、その旨を公表することができる。
(代執行)
第十七条の二 区長は、第四条第五項の規定に違反して前条第四項の規定による必要な改善その他必要な措置を命ぜられた者がこれを履行しない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法（昭和二十三年法律第四十三号）の規定により、自ら義務者のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用を義務者から徴取することができる。

(立入調査)
第十七条の三 区長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、必要と認める場所に立ち入り、その状況を調査させ、又は関係人に質問させることができる。
2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(委任)
第十八条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。
(罰金)
第十九条 推進モデル地区内において第四条第二項各号の規定に違反し、第十七条第四項の命令を受けてこれに従わなかった者は、五万円以下の罰金に処する。
(告発)
第二十条 前条に該当する者があるときは、区長は、これを告発するものとする。

(過料)
第二十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、二万円以下の過料に処する。
一 推進モデル地区内において第四条第二項各号の規定に違反し、生活環境を著しく害していると認められる者（次号に該当する者を除く。）
二 第十一条第三項の規定に違反して喫煙し、又は吸い殻を捨てた者

罰則
1 この条例は、平成十五年十月一日から施行する。ただし、第十九条から第二十一条までの規定は、規則で定める日から施行する。
附則
1 この条例は、平成十六年十一月一日から施行する。

杉並区の喫煙ルール



Suginami City Smoking Rules

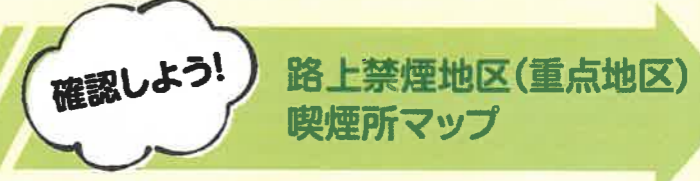
区内全域で歩きたばこ・ポイ捨て禁止です。また、駅周辺に路上禁煙地区があります。ルールをしっかりと守って、吸う人吸わない人みんなが快適なまちをつくっていきましょう。

*「加熱式たばこ」も杉並区の喫煙ルールの対象となります。

歩きたばこはなぜ禁止なの？
たばこの「火」で、火傷を負わせたり、服を焦がしたり、他の人に被害や迷惑が及ぶことをなくすためです。

ポイ捨てはなぜ禁止なの？
吸い殻などのポイ捨てによりまちを汚すことなく美化をすすめ、安全で快適な杉並のまちをつくるためです。

ご協力をお願いします。
杉並区環境課



杉並区の喫煙ルール

範囲	区内全域	路上禁煙地区 (重点地区)
内容	歩きタバコ・吸い殻のポイ捨て禁止 (自転車乗車中を含む)	喫煙行為を禁止 (自転車乗車中を含む)
罰則	なし	あり。過料 2,000 円 ※区職員の路上喫煙防止指導員が徴収
サイン		

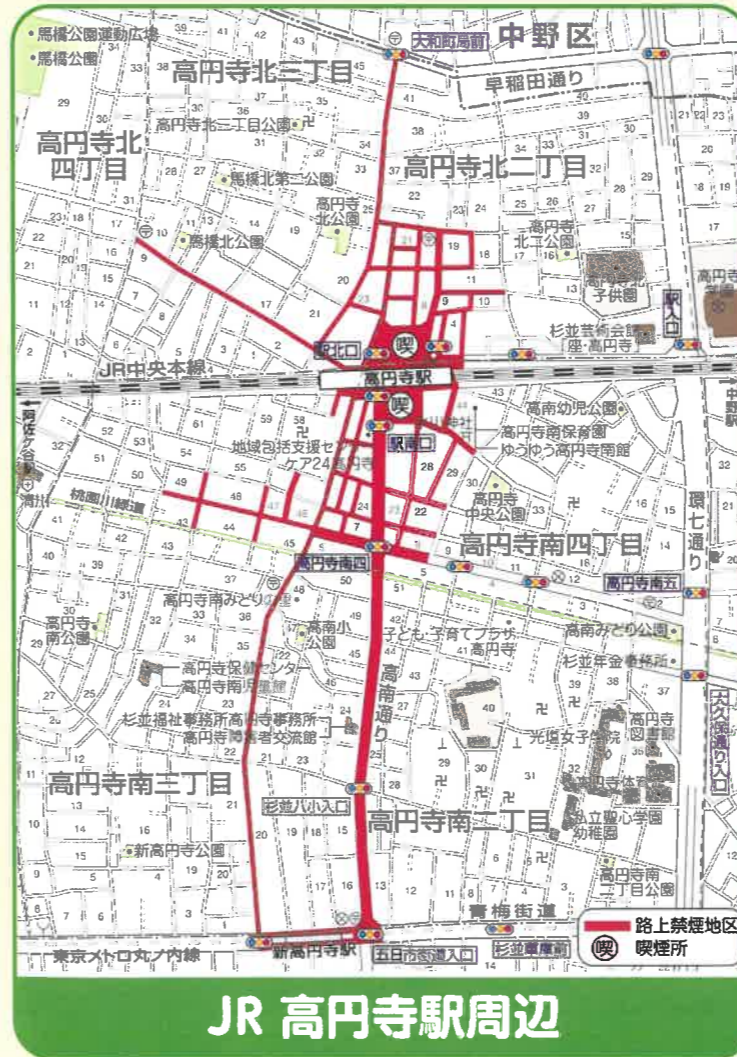
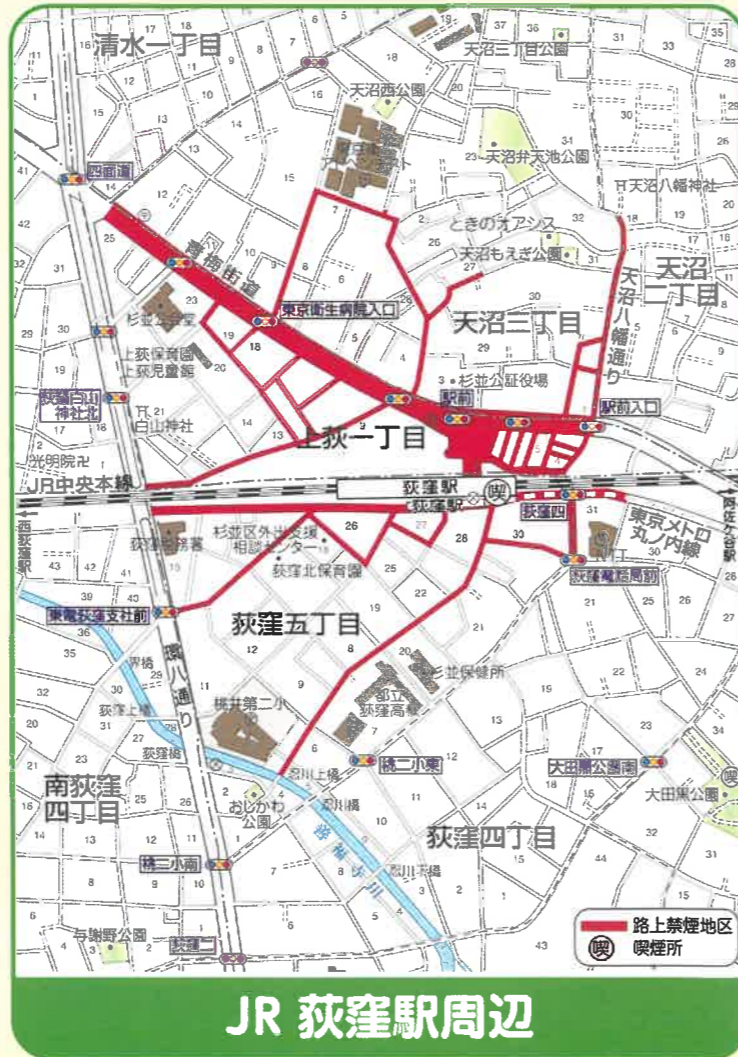


杉並区では、条例により区内全域で、歩きタバコや吸い殻のポイ捨てをしないよう定めています。また、地図のとおり区内6駅周辺を重点地区として「路上禁煙地区」に指定し、喫煙自体を禁止しています。路上禁煙地区では、条例施行後、地区を中心に啓発活動や環境美化パトロールを実施することで、喫煙者のマナー向上に努めてきました。しかし、ルールを守らない喫煙者が見受けられるため、平成21年10月1日から、路上禁煙地区における条例違反者に対し、2,000円の過料を科すことになりました。今後は、区内全域でも啓発活動を強化し、歩きタバコをしないことなど、喫煙マナーの向上を呼びかけていきます。

Suginami City has an ordinance prohibiting smoking while walking and tossing away cigarette butts in the whole area of the city. Also, as shown on the map, the streets around the six stations are designated as "Public Non-smoking Areas", where smoking is strictly prohibited. (The segments depicted with the red lines on the map) Since the enforcement of the city ordinance, efforts have been made to improve smoking manners by conducting awareness-raising activities and patrols for environment beautification focusing on the "Public Non-smoking Areas". However, there were still smokers who failed to follow the rules, therefore the City decided that violators of the city ordinance in the "Public Non-smoking Areas" should be fined 2,000 yen from October 1st, 2009. We will strengthen awareness-raising activities in the whole area of the city and continue to call for improvement of smoking manners.

杉並区根据有关条例规定，全区内禁止边走边吸烟以及随手乱扔烟蒂。并且地图所示全区内6个车站的周围指定为「禁止路上吸烟地区」（地图红线部分所示）。「禁止路上吸烟地区」禁止一切吸烟行为。「禁止路上吸烟地区」的条例实施后，加强了指定重点地区为中心，禁止吸烟、美化环境的巡逻。努力提高了吸烟者遵守吸烟规则的意识。与此同时也发现了一些不遵守本规定的人员。因此从2009年（平成21年）10月1日起对凡是违反此规定的人员处以2000日元的罚款。今后，加强全区范围内的禁烟活动、禁止边走边吸烟、共同遵守吸烟规则。

스기나미구에서는 조례에 의해 구내 전역에서, 보행흡연이나 담배공초투기를 하지 않도록 되어 있습니다. 또, 지도에 나와있는 지도를 통해 구내 6개 역 주변을 중점지역으로 되어있는 **노상금연지역**(지도의 붉은선 부분)로 지정해서 흡연을 금지하도록 하고 있습니다. 노상금연지도는 조례시행 후, 지역을 중심으로 계몽활동이나 환경미화순찰 실시로, 흡연자의 매너 향상을 위해 힘써왔습니다. 그러나 물을 지키지 않는 흡연자가 많기 때문에, 헤이세이 21년 10월 1일부터 **노상금연지역**를 지정, 조례위반자에 대하여 2,000엔의 범칙금을 물리도록 하고 있습니다. 이후로, 구내전역에서도 계몽활동을 강화해서, 보행중 금연을 하지 않도록 하는 등, 흡연매너를 지킬 수 있도록 당부하고 있습니다.



資源持ち去り対策の実績について

「杉並区廃棄物の処理及び再利用に関する条例」に基づく古紙等の資源持ち去りに対するパトロール等の実績及び現状について、下記のとおり報告いたします。

記

1. パトロールの体制及び実施状況

(1) パトロール体制

- ① 実施区域・・・・・・・・杉並区内全域
- ② 実施日時・・・・・・・・日曜日を除く随時
- ③ 車両台数及び従事者・・・・普通乗用車1台×清掃事務所職員2名

(2) パトロール実施状況

	3年度	4年度	5年度(※)
パトロール件数	63	51	86
持ち去り車両確認数	66	52	30
現場指導件数	18	12	9
警告書配布件数			4

※令和5年11月末日現在

2. 資源持ち去りの現状

情報化の進展に伴う社会情勢の変化により、新聞購読者数の減少などの影響を受け、古紙資源量も減少傾向にあり、以前に比し持ち去り行為も減っている状況にあります。

今年度も資源持ち去りに関する区民からの情報提供を受け、持ち去り行為が発生している地域に対して、重点的に監視パトロールを実施しております。

引き続き、早朝回収として、委託業者によるパトロールを兼ねて資源回収を行うなど、区民の協力を得ながら対策に取り組んでまいります。

杉並三署指定重点犯罪認知状況(10月末)

所 属	指定重点犯罪認知合計			特殊詐欺						侵入窃盗		強 盗						性 犯 罪						自 動 車 盗		子どもに対する 犯 罪		刑法犯認知件数		
	前年	5年	増 減	詐欺		キャッシュカード詐欺		5年	増 減	5年	増 減	侵入強盗		非侵入強盗		5年	増 減	不同意性交等		不同意わいせつ		5年	増 減	5年	増 減	前年	5年	増 減		
				5年	増 減	5年	増 減					5年	増 減	5年	増 減			5年	増 減	5年	増 減									
警察署計 (都内)	5,642	5,617	-25	2,337	-347	2,046	-20	291	-327	1,794	+56	205	+14	59	+22	146	-8	960	+202	313	+105	647	+97	165	+17	156	+33	64,231	73,084	+8,853
杉 並	92	68	-24	35	-10	28	-8	7	-2	21	-15	3	+2	0	±0	3	+2	8	-1	1	±0	7	-1	0	±0	1	±0	821	856	+35
高井戸	54	51	-3	21	-13	17	-11	4	-2	20	+7	1	+1	1	+1	0	±0	7	+1	3	+1	4	±0	1	±0	1	+1	541	631	+90
荻 窪	74	44	-30	25	-26	24	-21	1	-5	16	+3	1	-2	1	+1	0	-3	2	-4	0	-1	2	-3	0	±0	0	-1	514	560	+46
杉並区	220	163	-57	81	-49	69	-40	12	-9	57	-5	5	+1	2	+2	3	-1	17	-4	4	±0	13	-4	1	0	2	±0	1,876	2,047	+171

令和5年12月22日
生活安全協議会資料
荻窪・杉並消防署

1 令和5年中の火災発生状況（1月～11月）

表1：杉並区の火災状況

(11月30日現在速報値)

項目		杉並区 (A+B)		杉並消防署管内 (A)		荻窪消防署管内 (B)		
		件数	増減	件数	増減	件数	増減	
火災種別	建物火災	全焼	2	2	2	2	0	0
		半焼	2	-3	1	-2	1	-1
		部分焼	28	15	16	7	12	8
		ぼや	51	-4	26	-8	25	4
		小計	83	10	45	-1	38	11
	車両火災	4	-2	3	2	1	-4	
	その他火災	15	-6	13	-2	2	-4	
合計		102	2	61	-1	41	3	
焼損床面積 (㎡)		634	277	516	268	118	9	
焼損表面積 (㎡)		787	602	375	285	412	317	
死者 (人)		2	2	2	2	0	0	
傷者 (人)		22	-4	6	-14	16	10	
出火原因	電気関係 (電気機器、電気コード・プラグ等)	29		14		15		
	たばこ	21		16		5		
	ガステーブル等	14		6		8		
	放火 (疑い含む)	8		7		1		
	線香・ろうそく	3		0		3		
	その他・不明	27		18		9		

備考： 項目欄の増減は、対前年同日比を示します。

2 杉並区の火災件数及び火災による死者等の状況

杉並区は、荻窪消防署及び杉並消防署が管轄しています。表1のとおり杉並区の火災発生件数は、102件で昨年とほぼ同じ状況と言えます。建物火災件数は、83件で昨年同日より10件増となっています。10件増の影響は、焼損床面積及び焼損表面積がともに増加をしており、延焼火災が多く発生したと言えます。

杉並区の火災による死者は、令和2年11月29日から1091日間発生していませんでしたが、令和5年11月26日に高円寺南の火災で1名の方が亡くなり、火災による死者(自損を除く)が発生しております。

3 出火原因について

表1のとおり、電気に起因する出火原因の件数が多い状況です。次に、たばこ、ガステーブル等及び放火(放火の疑いを含む)の出火原因は、年ごとに順位は変わりますが、発生件数に大きな差異は認められません。

4 年末年始の対策等

年末年始に掛けて表2のとおり13か所に対して、消防隊がポンプ車で出向して消防団と連携して警戒を実施します。

表2：年末年始の警戒場所等について

管轄署	警戒場所		警戒日
杉並	大宮八幡	大宮 2-3-1	令和5年12月31日 ～ 令和6年1月1日
	日圓山妙法寺	堀ノ内 3-48-8	
	阿佐ヶ谷神明宮	阿佐ヶ谷 1-25-5	
荻窪	井草八幡宮	善福寺 1-33-1	
	春日神社	宮前 3-1-2	
	松庵稲荷神社	松庵 3-10-3	
	久我山稲荷神社	久我山 3-37-14	
	天沼八幡神社	天沼 2-18-5	
	天沼熊野神社	天沼 2-40-2	
	荻窪八幡神社	上荻 4-19-2	
	白山神社	上荻 1-21-7	
	観泉寺	今川 2-16-1	
	妙正寺	清水 3-5-10	